

基本計画の検討資料
(令和4年5月13日時点)

第6章 基本構想の推進のために

第1節	共創のまちづくり	1
第2節	人権	3
第3節	シティプロモーション	5
第4節	行財政運営	7



【現況と課題】

- まちづくりにおける課題が多様化・複雑化する中、行政のみによる課題解決が今まで以上に難しい状況になっています。これまで、市民と行政が相互に協力して取り組む「協働によるまちづくり」が進められてきましたが、近年では、その視点を更に前進させ、市民、各種団体、民間企業などの多様な主体と行政が相互に手を携えながら、まちづくりの課題解決に取り組む「共創のまちづくり」の理念が浸透しつつあります。
- 新座市では、平成18(2006)年に新座市自治憲章条例が施行されて以降、市政に対する市民の主体的な参画の実現に向けた取組を進めてきました。「共創のまちづくり」を進めていくためには、更なる市民参画制度の充実を図り、市政運営の様々な場面における機会の提供に努める必要があります。
- まちづくりの課題や市民ニーズを把握し、市政に反映するためには、幅広い世代の市民から意見を聴く機会を積極的に設け、広聴活動を充実する必要があります。
- 市政情報の発信に当たっては、広報紙、ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用して取り組んでいます。情報取得手段が世代や個々に応じて異なることから、伝えたい情報が伝えたい市民に届くよう適切に情報発信していくことが重要です。
- 今後も、これまでの市民参画や協働の取組を基本としつつ、多様な主体と連携を図りながら、まちづくりの課題解決につなげていくため、「共創のまちづくり」を進めることが求められています。

【主な施策展開】

(1) 市民参画の機会の充実

- 若者や子育て世代など、まちづくりに参画する機会が少ない市民を含め、広く参画を呼び掛けるとともに、新座市自治憲章条例の理念の啓発に努め、まちづくりへの参画に対する意識の高揚を図ります。
- 市民ニーズに即した市政運営を実現するため、パブリック・コメント制度に基づき、条例制定や各種計画策定時などの政策形成過程において、幅広い世代の市民の意見を聴く機会の充実を図ります。

(2) 広聴・広報活動の充実

- まちづくりの課題や市民ニーズを把握するため、定期的な市民意識調査の実施や市長への手紙、メールなどのほか、タウンミーティングなど直接市民と対話できる機会を含め、時代に即した多様な広聴活動の充実を図ります。
- 多様な情報提供手段の特性を踏まえながら、市民に分かりやすく伝わるよう市政情報を発信します。

(3) 共創のまちづくりの推進

- 市民、各種団体、民間企業などの多様な主体と連携や情報共有を図り、幅広い分野において「共創のまちづくり」を進めます。

第2節 人権



【現況と課題】

- 社会全体で人権問題に取り組む機運が高まる中、国では、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」のいわゆる人権3法を整備し、基本的人権に関わる重要な社会問題の解決に取り組んでいます。
- SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念には、人権を尊重する考え方が根底にあるように、人権は一人一人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利です。
- 誰もがそれぞれの個性と能力を発揮でき、あらゆる人にとって暮らしやすく、多様性に富んだインクルーシブ社会の実現に向けて、人権意識の高揚を図る総合的な取組を進めることが重要です。
- 新座市では、差別のない人権が尊重された住みよいまちづくりを目指し、これまでも人権意識の高揚や相談体制の充実を図ってきました。しかし、現在もなお、同和問題を始めとして、職場における様々なハラスメントや、インターネット上での誹謗中傷、LGBTQなどの性的少数者への差別など、生活の様々な場面で人権問題が発生しています。こうした問題の解決に向けて、今後、市民の理解を更に深め、支援を必要とする人を支える体制づくりを進めて、多様性を認め合う社会づくりが求められています。
- 男女共同参画や女性活躍社会を推進するためには、DVの防止や女性の多様な就労環境の整備、女性の政策・方針決定過程への参画や意識啓発に引き続き取り組み、家庭や学校、職場など様々な場面において、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりを推進していく必要があります。
- 新座市健康平和都市宣言の趣旨に基づく健康で平和な住みよいまちづくりを進めていくために、引き続き市民の平和意識の高揚を図ることが重要です。

施策Ⅰ 人権尊重社会の構築

【主な施策展開】

(1) 人権教育の推進

- 学校教育において、人権意識を高めるための学習機会を保障し、人権教育を推進します。
- 市民一人一人の人権意識の高揚に向けて、生涯学習の一環として、人権に関する講座や講演会など、学習機会の充実に努めます。

(2) 人権啓発・交流の推進

- 同和問題や様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、ホームページやパンフレット、SNSなど様々な媒体や講演会等の機会を活用して、より効果的な人権啓発活動を推進するとともに、市民と人権関係団体との交流を深める機会を設けます。

(3) 相談・支援体制の充実

- 社会生活や家庭生活における様々な人権問題の解決を図るため、関係機関との連携による相談体制の充実に努めます。また、各種情報の提供や人権被害者に対する支援体制の充実に努めます。

施策Ⅱ 多様性を認め合う社会の形成とジェンダー平等の推進

【主な施策展開】

(1) 多様性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶

- 国籍の違いや障がいの有無、性自認や性的思考などのあらゆる多様性を認め合い、尊重することができるよう、支援や啓発に努めます。
- 重大な人権侵害であるDVの根絶を目指し、広く市民に対して、意識の啓発や関連法規の理解の促進を図るとともに、被害者の救済体制の整備に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

- 男女平等意識の向上を促すとともに、幼児教育や学校教育、生涯学習など、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。
- 市の審議会等や管理職への登用など、女性の政策・方針決定過程への参画を促進するとともに、女性の社会的な活動の更なる活性化を図ります。
- 男女それぞれの視点を取り入れた防災対策を進めます。

(3) 男女が共に働きやすい環境づくり

- 育児や介護などを男女が共に取り組むことができるよう、支援の充実に努めるとともに、働きやすい職場づくりについて事業者に対する啓発を行います。
- 職場における男女共同参画を推進するため、女性の就業機会の拡大や均等待遇の整備などについての啓発活動を行います。

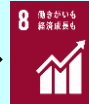
施策Ⅲ 平和意識の高揚

【主な施策展開】

(1) 平和意識の高揚

- 新座市健康平和都市宣言の趣旨にのっとり、平和の尊さや大切さを考える機会を提供し、市民の平和意識の高揚に努めます。

第3節 シティプロモーション



【現況と課題】

- 全国的に人口減少が進む中、地域独自の資源をいかした戦略的なシティプロモーションに取り組み、まちの魅力を発信することで、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加や移住・定住者の増加につなげていこうとする自治体の動きが活発になっています。
- 新座市は、池袋まで電車で20分以内であり、交通の利便性に優れながら、武蔵野の雑木林や野火止用水など豊かな自然と歴史的文化資産に恵まれています。近年は、首都近郊のベッドタウンとして発展するとともに、三つの大学が立地する文教都市という特長があります。
- 定住人口や交流人口の増加を目指し、シティプロモーションを効果的に推進するため、ターゲット層を定めたシティプロモーション方針を策定して、様々な施策を展開しています。
- 都市間競争が激化する中、「新座市に住んでみたい、ずっと住み続けたい」と選ばれるまちになるためには、「新座ならではの」といえる魅力を効果的かつ継続的に発信し、新座市のブランドイメージの向上や確立につなげていく必要があります。
- 今後は、地域全体の活性化に向け、これまで取り組んできた様々な施策についても、シティプロモーションの観点から更に磨きをかけて着実に進めるとともに、市民・事業者・学校などと協力し、地域全体で施策に取り組み、市の魅力を共有していくことが求められています。
- 地域全体で新座市の魅力や価値を共有し合うことにより、新たな魅力の創出や魅力の更なる周知・拡散につなげるとともに、魅力発信の担い手を増やしていくことが重要です。

施策1 選ばれるまちになるためのシティプロモーションの推進

【主な施策展開】

(1) シティプロモーションの推進

- 市外の人が「住んでみたい」、市民が「ずっと住み続けたい」と思えるよう転入数や定住人口を増加させる取組を進めます。
- シティプロモーション方針の周知に努め、市全体でブランドイメージの向上につながる施策に取り組むことができるよう働き掛けていきます。

施策2 新座ならではの魅力づくり

(1) 地域資源をいかした魅力づくり

- 市民や来訪者が、年間を通して市内の豊かな自然や歴史的文化遺産などの地域資源に触れることができるよう、ウォーキングルートの構築など回遊を促す取組を進めます。
- 市民ボランティアなどの地域人材と連携して、自然や文化を体験し、理解を深めることができる施策を展開します。

(2) 地場産品の発掘・発信

- 新座市の地場産品を全国に広めるため、市内における特筆すべき産品やサービスを積極的に発掘し、様々な媒体を活用して広く発信します。
- 市内にある優れた商品等を「新座ブランド」として認定し、市内外へのPRや販路拡大を支援します。これらの取組を通して、本市のイメージの向上、市内の産業振興及び地域経済の活性化を図ります。

施策3 まちの魅力を伝え広める仕組みづくり

【主な施策展開】

(1) 魅力発信の強化

- 子育て世代や学生などターゲット層に響く情報を発信するため、ホームページやフェイスブックなどSNSを積極的に活用します。
- 新座市の認知度やイメージを向上するため、メディアが取り上げたいくなる話題づくりにより、新座の魅力を効果的に発信します。
- 来訪者の増加につなげるため、市内の様々な魅力を伝える観光マップやガイドブックを作成し、市内外で配布するとともに、市外の方や外出先からでも手軽に入手できる電子媒体を活用した情報の発信に努めます。

(2) シティプロモーションの担い手づくり

- シティプロモーションの担い手を増やすため、市の魅力づくりやPRにつながる市民活動や企業活動、市内大学との連携を推進するとともに、市民向け講座などの実施により市民ボランティア制度の充実を図ります。
- 将来のシティプロモーションの担い手を育てるため、小・中学校と協力し、新座の歴史や文化に触れる機会の提供、地場産品を活用した食育の推進などにより、子どもたちの郷土愛の醸成を図ります。

第4節 行財政運営



【現況と課題】

- 人口減少・少子高齢化の進行や、国際社会における共通目標であるSDGsの達成に向けた動向など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。このような背景の中、地方自治体においては、行政課題の高度化や複雑化に対応しつつ、健全な財政の確立に努めることが重要です。
- 新座市では、これまでも市民の理解と協力の下、平成30(2018)年度に策定した財政健全化方針に基づいて事務事業の見直しなどを行い、社会経済情勢に応じた行財政運営に努めてきました。また、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2(2020)年10月から令和4(2022)年3月までの約1年半の間、財政非常事態宣言を発出し、事業の削減に努めてきた経緯があります。
- このような事態を通じて、持続可能な財政運営を確立していくことの重要性を再認識したところであり、今後も引き続き財政健全化に向けた取組を行っていく必要があります。
- 昭和40(1965)年代から昭和50(1975)年度にかけての人口急増期を中心に整備を進めてきた教育施設を始めとする公共建築物や道路、上下水道などのインフラについては、近い将来に一斉に更新時期を迎えます。そのため、こうした公共施設等の更新、統廃合、長寿命化は本計画期間内における最も大きな課題の一つといえます。こうした資産管理(アセットマネジメント)は大きな財政支出が伴うものであるため、中期的な財政予測を踏まえた計画的な改修・改築が必要です。
- 国を挙げて取組が進められているDXを更に推進することで、単なる既存業務の効率化だけでなく、組織体制や働き方などに対する従来の常識を見直して組織全体の生産性を向上する必要があります。また、こうした時代の変化に対応できる職員の能力向上や人材育成を図ることが重要です。
- 将来にわたる持続可能なまちの実現に向けて、行政サービスの変革の視点を持ちながら、民間活力の活用など、市民の満足度の向上につながる不断の取組を進めていくことが求められています。

【主な施策展開】

(1) 行政経営の推進

- 基本計画に位置付けた施策を戦略的かつ効果的・効率的に展開していくため、取組の実績や進捗について適切に管理・評価しながら、状況に応じて予算へ反映させるなど、PDCAサイクルに基づいた行政運営を推進します。
- 経営的な視点に立って事務事業の成果やコストを重視するとともに、市を取り巻く社会環境に対応する仕組みを整え、持続可能な行財政運営の推進を図ります。

(2) 職員の能力向上と組織の活性化

- 高度化・複雑化する行政課題に的確に対応できる職員を育成するため、人材育成基本方針に基づき、職員に対する能力開発や職員研修の充実を図ります。また、人事評価制度などを通じた人材マネジメントの最適化を図ります。
- 計画的な人材の確保に努め、業務に応じた弾力的な業務執行体制を構築するとともに、テレワークの定着化など、ワークライフバランスに配慮し、多様な人材が活躍できる職場の環境づくりを進めます。
- 市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ着実に対応するため、柔軟で機動的な組織体制の構築に努めます。

(3) 民間活力の活用

- 複雑化する行政課題を効果的に解決していくため、公共性の確保に留意しながら、PPP・PFIの導入や業務のアウトソーシングなど、民間活力の活用を推進します。

(4) DXの推進による業務効率化とサービスの向上

- 日々進歩する情報通信技術の情報を把握した上で、AI・RPA、クラウド等の活用を進め、機械ができることは機械に任せ、人にしかできない仕事に人材を充てるなど、業務の効率化・生産性の向上を図ります。
- オンライン申請・決済の対象手続を拡充して市役所に来庁しなくても手続が完結する環境整備を推進するなど、デジタルデバイド等に考慮しながら、デジタル社会に対応した市民の利便性向上を図ります。

(5) 広域連携の推進

- 新座市域を含む圏域全体の発展に向けて、スケールメリットが期待できる事業については、市域の枠を超えた広域的な連携を図ります。

施策2 健全な財政の確立

【主な施策展開】

(1) 規律ある財政運営の推進

- 効率的に施策・事業が推進できるよう、中・長期の財政収支見通しを踏まえながら、規律ある財政運営を進めるとともに、財政状況の公表により透明性の確保に努めます。
- 受益と負担の公平性の観点から、社会経済情勢に応じた制度の適正化を図り、行政サービスの質・量の最適化に努めます。

(2) 財源の確保

- 市財源の根幹である市税について、適正な賦課と公正な徴収を推進するものとして、納税しやすい環境の整備や滞納処分の強化を推進します。
- ふるさと納税の充実や、クラウドファンディングなど様々な手法を活用して、自主財源の確保を図ります。
- 国や県による補助制度や支援策を積極的に活用して、自主財源負担の軽減を図ります。

(3) 公共施設等の適正な管理

- 公共施設等を限られた財源の中で適切に維持管理するため、公共施設等総合管理計画に基づき、今後想定される人口減少を見据えた施設の総量の適正化を図るとともに、安全性の確保に向けた計画的な改修・改築に努めます。